

国立大学法人電気通信大学安全保障輸出管理規程

平成22年12月21日

改正

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図ることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びその他関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役職員等が行うすべて技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員等 本学の役員、職員、研究員その他本学に雇用されるすべての者いう。
- (2) 外為法等 外為法及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (3) 非居住者 外国人にあっては外国に居住する者、本邦に入学して6ヶ月未満の者(本邦にある事務所等に勤務する者を除く。)、外交官、国際機関の職員等をいい、日本人にあっては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等をいい、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵令第4672号)6-5-1及び6に掲げる者をいう。
- (4) 輸出等 非居住者への技術の提供及び貨物の輸出(輸出を前提とする国内取引を含む。)をいう。
- (5) 技術等 技術及び貨物をいう。
- (6) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表1の1の項から15の項に該当する貨物をいう。
- (9) リスト規制技術等 「リスト規制技術」と「リスト規制貨物」をあわせていう。
- (10) キャッチオール規制技術等 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- (11) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人飛行機をい

う。

(12) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(13) 該非判定 非居住者へ提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

(14) 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規制技術等の輸出等については、外為法等及びこの規程に反する行為は行わない。

(2) 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

(輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、本学における輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 輸出管理最高責任者の下で輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、以下の業務を行う。

(1) この規程の制定及び改廃に関する業務

(2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務

(3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録保存に関する業務

(4) 全学的な輸出管理業務の総括及び全学徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務

(5) 輸出管理業務の監査に関する業務

(6) 輸出管理の教育に関する業務

(7) 輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令に関する業務

(8) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務

(輸出管理アドバイザー)

第7条 輸出管理統括責任者は、輸出管理統括責任者の業務を補佐する輸出管理アドバイザーを任命することができる。

(管理体制)

第8条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理責任者を置く。

2 輸出管理責任者は、本学の職員のうちから輸出管理統括責任者が任命する。

3 輸出管理責任者は、輸出管理責任者の業務を補佐する輸出管理マネージャーを任命することができる。

4 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務

(2) 輸出管理手続に関する業務

- (3) 輸出管理の教育に関する業務
 - (4) 輸出管理手続に係る役職員等からの相談に関する業務
 - (5) 該非判定に関する業務
- (該非判定)

第9条 次の各号の輸出等を行おうとする役職員等（以下「輸出役職員等」という。）は、リスト規制技術等について該非判定を受けなければならない。

- (1) 非居住者に対する研究施設の案内や国内外で技術の提供を行う場合
- (2) 本邦へ入国後6ヶ月を経過していない外国人の留学生、研究生又は研究者に対して公知となっていないリスト規制技術の情報等を用いて授業や研究指導等を行う場合
- (3) 国内外で非居住者と打合せ又は会議を行う場合
- (4) 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合
- (5) 国内外の非居住者宛てに電子メールやファクシミリ等に資料、図面、データ、プログラムを記載又は添付して送信する場合
- (6) 国内外の非居住者に対し仕様書、図面、データ等を送付する場合、又はそれらの情報を記録したUSBメモリー等の記録媒体を送付又は手荷物として国外に持ち出す場合
- (7) 研究等に必要の測定機器及び研究材料等を貨物として輸出し、又は手荷物として国外に持ち出す場合
- (8) その他、外為法等の規制に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 前項の該非判定は、次の方法により行うものとする。

- (1) 貨物の輸出又は当該貨物に関連のある技術の提供を行う場合は、輸出役職員等は安全保障輸出管理事前確認表（様式第1号）により確認を行い、該非判定が必要となる可能性が高い場合又は該当するか否かについて不明若しくは疑義ある場合には、輸出管理責任者に連絡又は相談するものとする。
- (2) 輸出管理責任者は、前号の連絡又は相談があった場合には、速やかにその内容を調査し、リスト規制技術等に該当するか否かの判定（「第一次審査」という。）が必要であると認める場合は、当該輸出役職員等に該非判定書（様式第2号）及び提供又は輸出しようとする技術等に関する資料の提出を求めるものとする。
- (3) 輸出管理責任者は、前号の該非判定書及び添付された技術等に関する資料により最新の外為法等に基づいて第一次審査を行う。
- (4) 学外から調達した技術等に係る輸出等について該非判定を行う場合は、当該技術等の調達先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できると認められる場合には、本学の責任において該非判定を行うことができる。
- (5) 前2号の場合において、輸出管理責任者は、該非判定の結果を輸出管理統括責任者に報告する。
- (6) 輸出管理統括責任者は、前号の判定結果の報告があった場合は、その判定内容について審査し、承認の最終決定（以下「第二次審査」という。）を行う。

(用途確認)

第10条 輸出役職員等は、前条の輸出等の実施が予定される場合には、安全保障輸出管理

チェックリストにより、当該輸出等の用途が次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

(1) リスト規制技術等については、当該輸出等に係る技術若しくは貨物が大量破壊兵器等の開発等若しくは大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられ、又はこれらのおそれがあること。

(2) キャッチオール規制技術等については、当該輸出等に係る技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあること。

(需要者等確認)

第11条 輸出役職員等は、安全保障輸出管理チェックリスト（様式第3号）により、当該輸出等の相手先、当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

(1) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

(2) 大量破壊兵器等の開発等を行う、若しくは行ったことが入手した資料等に記載されていること、又はその情報があること。

(取引審査)

第12条 輸出役職員等は、提供又は輸出の内容が次の各号に該当する場合は、取引審査票（様式第4号）を作成の上、輸出管理統括責任者に取引の審査を申請するものとする。当該申請に基づき、輸出管理統括責任者は、当該取引を行うか否かの最終判断を行う。

(1) 第9条の該非判定の結果、技術にあっては外為令別表の1の項から15の項まで、貨物にあっては輸出令別表第1の1の項から15の項までに該当する場合

(2) 第10条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合

(3) 前条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合

(4) 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合

(5) 第1号から第3号に該当するか否か不明な場合又は疑義がある場合

2 取引審査票には、取引審査に必要な書類を添付するものとする。

3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。

4 国内取引であっても、輸出等されることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

5 輸出役職員等は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第13条 輸出管理統括責任者は、取引審査における承認後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等については、学長名により所定の申請書及び添付書類により、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 輸出役職員等は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第14条 輸出等を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取交わしを行わなければならない。

2 契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない輸出等については、許可を得るまでは発効しない旨又は許可を得られないものは、本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し、約定することを基本とする。

(技術の提供管理)

第15条 技術の提供を行おうとする役職員等は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行わなければならない。

(1) 第9条から第12条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。

(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供の場合は、当該許可を得ていること。

(貨物の出荷管理)

第16条 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、輸出を行わなければならない。

(1) 第9条から第12条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。

(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出の場合は、当該許可を得ていること。

(3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のものであること。

2 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、出荷時に前項の確認ができない場合は、直ちに当該輸出の手続きを取り止め、輸出管理責任者へ報告するものとする。

3 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続きを取り止めて、輸出管理責任者へ報告するものとする。

4 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じるとともに、輸出管理統括責任者に報告するものとする。

(監査)

第17条 輸出管理統括責任者は、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(教育)

第18条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

2 教員は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(文書の保存)

第19条 輸出等手続きに関連する書類は、事実が正確に記載されなければならない。

2 規制技術等の提供等に係る文書(図面及び電磁的記録を含む。)は、当該規制技術等が輸出等された日から起算して、少なくとも5年間保管しなければならない。

(報告)

第20条 役職員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反の事実又は違反のおそれがあることを知った場合には、その旨を輸出管理統括責任者に速やかに報告しなければならない。

らない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が判明した場合は、輸出管理最高責任者に報告するものとする。

3 輸出管理最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(罰則)

第21条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、国立学校法人電気通信大学職員就業規則等の規定に基づき処分の対象とする。

(事務)

第22条 輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、学術国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

安全保障貿易管理 事前確認票

分類	チェック項目	手続
海外に向けての貨物 (個人で使用するPC などは除く。)の輸出	・ 輸出貿易管理令別表第1(注1)に該当する規制貨物である。	◎
	・ 輸出貿易管理令別表第1に該当しない貨物の場合	
	・ 輸出国がホワイト国(注2)である。	—
	・ 輸出先が外国ユーザーリスト(注3)に掲載されている機関である。	×
	・ 上記以外の国・機関である。	◎
留学生・研究生等への教育	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 外国為替令別表(注4)に該当する規制技術情報の提供を行う予定はない。	
	・ 規制技術情報の提供を行うが、内容は規制対象除外(基礎科学技術や公知の情報等)(注5)である。	—
	・ 来日後、6か月以上経過している。	
外国人研究者の受入	・ 外国ユーザーリストに掲載されている機関に所属する人物である。	×
	・ 外国ユーザーリストには掲載されていない機関に所属する人物の場合	
	・ 大学又は国内企業等と雇用関係がある。	
	・ 来日後、6か月以上経過している。	—
	・ 研究活動中に規制技術情報の提供を行わない。	
	・ 上記のいずれにも該当しない。	◎
海外からの訪問者の受入	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 規制技術情報の提供を行う予定はない。	
	・ 来日後、6か月以上経過している。	—
セミナー等での発表 (学会発表等情報、 公知の情報を除く。)	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 不特定多数の参加が可能なセミナー等である。	
	・ 発表内容は基礎科学技術の分野(注4)である。	—
	・ 発表内容には規制技術情報は含まれない。	
海外との共同研究・ 受託研究の実施	・ 相手機関は、外国ユーザーリストに掲載されている機関又は懸念国(注5)の機関である。	×
	・ 上記機関以外の機関の場合で次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 共同研究等実施に伴って規制技術情報の提供を行わない。	
	・ 規制技術情報の提供を行うが、内容は規制対象除外(基礎科学技術や公知の情報等)である。	—

◎は該非判定が必要な可能性が高い場合ですので、輸出管理責任者(事務担当：研究推進課(TEL5017))にご連絡ください。また、×は原則として輸出(提供)不可の場合ですので、輸出管理責任者に確認いただくか、又は取引を中止してください。その他、不明な点や疑義がある場合は、ご相談ください。

* (注)については、裏面参照

(様式第2号)

該 非 判 定 書

		申請日	平成	年	月	日
申請者		所 属		連絡先		

区分、分類	<input type="checkbox"/> 技術情報 = <input type="checkbox"/> 設計技術 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> 仕様技術 <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> 貨 物
提供技術又は輸出貨物の 名称(品番・型番等)	
提供技術又は輸出貨物の 仕様等(明細添付可)	

※以下記入不要

第 一 次 審 査	判 定 結 果 ＜技術＞ 外為令別表 第1から第15までの項 ＜貨物＞ 輸出令別表 第1から第15までの項	＜技術の提供＞ 外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号) ＜貨物の輸出＞ 輸出令別表1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号)
	判 定 理 由	
	該 非 判 定	上記のように判定する。 平成 年 月 日 輸出管理責任者 印

第 二 次 審 査	第一次該非判定結果の 最終確認	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 条件付きで承認する。 <input type="checkbox"/> 不承認
	承認の条件又は不承認 の理由	
	該非判定の最終判定	上記のように決定する。 平成 年 月 日 輸出管理統括責任者 印

(様式第3号)

安全保障輸出管理チェックリスト

		チェック日	
申請者		所属	
		連絡先	

1. 用途要件

以下の用途に用いられていることを知るに至ったか確認し、チェックしてください。

	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
別 表 行 為	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	② 核融合に関する研究	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	③ 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	④ 重水の製造	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	⑤ 核燃料物質の加工	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	⑥ 核燃料物質の再処理	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
	⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a. 化学物質の開発又は製造 b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d. 宇宙に関する研究	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>

※ 「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

2. 需要者要件

(1) 外国ユーザーリスト

需用者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
-------------------------	---

(2) 需用者要件

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて確認し、チェックしてください。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>

※ (1)が「はい」の場合、又は(2)で「はい」が一つでもあった場合は、3.のチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

3. 明らかガイドライン

以下の各項目について、確認してください。なお、取引の形態等からみて間に当てはまらない場合には「－」欄にチェックしてください。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処理が要求されていない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
表示・船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
その他	⑯その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して、需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>

※ 「いいえ」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

(様式第4号)

取引審査票

		申請年月日	平成	年	月	日
申請者		所属		連絡先		
仕向国(国名)	取引経路(→ →)					
提供技術又は貨物名						
相手先 (需要者)	名称(英字)					
	所在地					
提供区分	<input type="checkbox"/> 技術資料提供 <input type="checkbox"/> ソフトウェア提供 <input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究実施 <input type="checkbox"/> 留学生・研究者受入れ <input type="checkbox"/> 機器・装置等提供 <input type="checkbox"/> サンプル・試料等提供 <input type="checkbox"/> その他()					
該否判定結果	<技術の提供> 外為令別表: 項 号 (貨物等省令 条 項 号) <input type="checkbox"/> 該当、 <input type="checkbox"/> 非該当、 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <貨物の提供> 輸出別表1: 項 号 (貨物等省令 条 項 号) <input type="checkbox"/> 該当、 <input type="checkbox"/> 非該当、 <input type="checkbox"/> 不明・疑義					
用途	(内容) <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連、 <input type="checkbox"/> 軍事関連、 <input type="checkbox"/> その他 参考(添付)資料: <input type="checkbox"/> 有()、 <input type="checkbox"/> 無					
用途・需要チェック	安全保障輸出管理チェックリストの ①用途要件に「はい」が一つでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②外国ユーザーリストに掲載されているか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③需要者要件に「はい」が一つでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 上記②又は③で「はい」がある場合 ④明らかガイドラインシートに「いいえ」がひとつでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
経済産業大臣からの通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
提供・輸出予定日	年 月 日 (契約予定日: 年 月 日)					

※以下記入不要

第一次審査判定	審査判定結果 <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 <input type="checkbox"/> 条件付取引承認 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ個別許可申請 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ相談 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当
	判定理由 (取引承認条件)
	上記のように判定する。 平成 年 月 日 輸出管理責任者 印

第二次審査判定	審査判定結果 <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 <input type="checkbox"/> 条件付取引承認 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ個別許可申請 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ相談 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当
	判定理由 (取引承認条件)
	上記のように判定する。 平成 年 月 日 輸出管理統括責任者 印